

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年10月17日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 長浜ファッションモール 長浜市小堀町字阿原町380番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役 野中正人
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前 駐車場の自動車の出入口の数および位置 4か所
 - (2) 変更後 駐車場の自動車の出入口の数および位置 3か所
- 4 変更年月日 平成24年9月24日
- 5 変更の理由 お客様および近隣住民の方の安全性を確保するため
- 6 届出年月日 平成24年9月24日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成24年10月17日から平成25年2月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年2月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1